

12. (Gno.40) 「権利」をめぐる法理論

代表：松原 光宏

2000年度（開始）

【研究の目的】

「権利」の概念は、法理学、法解釈、そして倫理学において、最も重要な、そして最も把握の困難な概念のひとつとされている。本共同研究の目的は、この概念を法理的、比較法法制度論的観点から明らかにしようとするところにある。

【研究活動及び成果】

総括

今年度については、残念ながら、研究会として固有の行事を組織する機会がなかったのであるが、2025年度については、夏・冬と、各々最低一回程度の研究報告会を予定している。